

第3回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成14年12月25日（水）

13時30分

場 所 せら文化センター

世羅郡三町合併協議会

第3回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成14年12月25日(水)				
召集の場所	せら文化センター				
開会日時	平成14年12月25日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	永田 英則	徳光 義昭	前原 春夫		
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	沖 盛治	○	松岡 明衛	○
黒木 重治	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
永田 英則	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	/	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	/	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	/	三木 俊三	○
10名		11名		12名	
委員総数36名／出席委員33名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		○	藤井 孝弘		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		/	田中 修三		/
			野曾原文男		/

第3回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
協 議 事 項		
協議第10号	合併の期日について	2～4
協議第11号	新町の名称について	4～11
協議第12号	新町の事務所の位置について	11～15
	小委員会委員の指名	15～16
協議第13号	第4回世羅郡三町合併協議会の日程について	16
提 案 事 項		
協議第14号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	17～18
協議第15号	財産及び債務の取扱いについて	18～31
協議第16号	町の慣行の取扱いについて	31～32
協議第17号	広報広聴関係事業の取扱いについて	32～33
	その他	33～43
	閉会	43

午後1時30分開会

○山口事務局長 第3回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、オブザーバーとして出席いただいております世羅西町助役に異動がございましたので、皆さんにご紹介いたします。前山口敦允助役の後任として今田憲司助役が就任されましたので、ご紹介いたします。

○今田助役 ただいまご紹介いただきました世羅西町の助役を拝命した今田憲司でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口事務局長 今後ともよろしくお願い申し上げます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席数は委員総数36名のうち33名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第3回世羅郡三町合併協議会を開催させていただくに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年を押し迫っている中でご出席いただき、ありがとうございます。また、顧問として小島県議会副議長様、藤井尾三事務所所長様、県の方々、公務ご多端な折、曲げてご臨席賜り深く御礼申し上げます。

さて、第2回協議会におきましては、基本理念の合併方針について新設合併であることをご確認いただきました。本日は、さきに提案してございます合併時期についてご協議いただきますが、あわせて新町の名称、事務所の位置等具体的な案件についてもご議論賜ります。

その場合、私自身老婆心と思いつつも申し上げます。

委員の皆様は、あくまでも新しい自治体を構成するためにご就任いただいております。決して何々団体の代表でもなく、また各町の代表でもないことを申し上げておきます。会長はくどいと思われるかとは承知しておりますが、議論を進めていく中で紛糾する本質はこの辺にあるかと思っております。ほんの十数年来の自町の価値観にこだわることなく会議を進めていくことが、私に課せられた使命と承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、さきに各町の財政の状況についての資料の要求がありましたが、お手元に配付し

ていただいております。数値につきましては、13年度の決算の数値でございますので、14年度決算見込みは少し違いますことを申し添えておきます。

また、会議を進めるに当たって、以後におきましても、審議上の資料につきましては、できるだけ早く整えるよう努力させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。開会のあいさつとします。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっていますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

次第3の(1)会議録署名委員の指名について。世羅郡三町合併協議会会議運営規程第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名、その都度指名させていただくということで、本日第3回協議会の会議録署名委員には、3町の議会推薦委員さんをお願いしたいと思います。甲山町の永田委員、世羅町の徳光委員、世羅西町の前原委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、次第3の(2)の協議の項目に移ります。

協議第10号の合併期日については、第2回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

協議第10号については、さきに提案申し上げておりますように、合併時期については平成16年10月1日とすることを提案申し上げます。このことについてご異議ございませんか。

溝上委員。

○溝上委員 第2回の協議会のときに16年10月1日ということは提案されたわけですが、これについて十分時間はあるのでしょうかとお聞きしたら、これはもう十分に審議する時間はございますということでしたが、協定項目というのは40項目に上るわけでございます。事業には工程表、あるいはいろんな行事にはプログラムというものがございます。合併について40項目にわたる協議のプログラムというものは、協議会に示していただけるのでしょうか。それとも、これまでありますように40項目羅列してあります順番

でやっていくということなのか。そういう合併に至る作業の工程表といいますか、プログラム等、これは委員会に資料として示していただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 溝上委員のご質問にお答えいたします。

まず、40項目の協議をするプログラム、日程、スケジュールといいますか、そういったものが示されているかというご質問でございますが、まだ協議会の方へはそういったものはお示ししておりません。といいますのが、協議会にお諮りをする40項目につきましては、協議をいただく中で、現段階でそれぞれ専門部会なり幹事会で協議を積み重ねて、確認をされた協議項目についてご提案申し上げ、協議会の場で協議をいただくということで考えておりました、40項目を順番にというような形でも考えておりません。したがって、協議が整い次第、できるだけこの協議の場へ出せるものについては出していきたいということで考えておりますので、そういった形でご理解をいただければというふうに思います。

時期的には十分あるのかということで、前回もご説明を申し上げましたが、合併の期日について協議をいただくのに、通常22カ月はこういった形で要ということは前回ご説明を申し上げておりますけれども、そういった中で24カ月という期間を一応設定をさせていただいておりますので、十分にその中で協議いただければということで考えております。

以上でございます。

○上本会長 溝上委員、よろしいですか。

○溝上委員 ということは、40項目について順番とか、いつどういうものが出てくるかということは、現時点では未定だというふうに理解してよろしいわけですか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えいたします。

大体項目としては、1回の協議会へ3項目から4項目をご提案をしたいということで、計画をしておるところでございますけれども、どの部分をいつの時点でというのは、現段階でははっきりしたものをお示しするということは、ちょっとまだできないという状況でご理解いただきたいと思います。

○上本会長 他に、合併期日についてご意見ございますでしょうか。

奥田委員。

○奥田委員 失礼します。

ちょっと関連した質問なんですけれども、今回の期日が決まることによって、もし、ちょっと一つの例を挙げれば、学校等が統廃合をするというのがもうすでに世羅西等では決まっているわけで、これが4月1日で統合するとなると、そういった費用関係のことについて、いろんな部会で話をされていると思うんですけれども、そういった計画を鑑みての期日の提案として、考えてよろしんでしょう。

○上本町長 合併期日の今回提案申し上げておるのは、この合併にかかわる中での期日の決定でございまして、今各町が掲げている問題については、それぞれ各町の立場の中で進んでくる問題だと思いますが、各町の事業との兼ね合いの上での合併期日の設定ではないというように認識しておりますが、いかがでしょうか。

○奥田委員 それ以後の、合併してから校名が変えるためには、いろんな計画も立てていかにゃあいけんのじゃないかと思います。それと同じように考えていいということですね。それ以前に済んでいるから、もう一応それまでのことで、終わったことであるという計画ですよ。そういうふうにしていいということですね、この合併期日を。それぞれの町の事業でやられたことだから、それ以後をまたやることはもう一緒だということ。そういう理解で。

○上本町長 そういうことだと思います。

新町において立ち上がってくる問題は新町で考えられる問題だというように思います。

○奥田委員 わかりました。

○上本会長 その他にこの期日についてのご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、合併の期日については、平成16年10月1日にするというこをご確認いただいたとさせてもらってもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、合併期日につきましては、平成16年10月1日とすることをご確認いただきました。

続いて、協議第11号の新町の名称についても、第2回協議会でご提案しておりますの

で、直ちに協議に入ります。

11号のことにつきまして何かご意見ございましたら、ご発言ください。

申し添えますが、新町の名称については公募するものとし、小委員会において新町の名称の候補を数点選定した上で協議会で決定する。なお、公募の方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定するという、こういう内容でございます。

このことについてご意見ありませんか。

松岡委員。

○松岡委員 公募のことですが、これは郡内に限るのか、それとも世羅郡から出ている、ふるさとを世羅郡に持っておりながら、遠くは岡山の方とかあるいは東京の方とか、そういうところへ出とる人でも、世羅郡がふるさとであるという人からでも公募を受けられるのかどうか。世羅郡内に限るのか、その点についてお尋ねいたします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 松岡委員のご質問にお答えをいたします。

ここに提案しておりますように、3ページにありますように、公募の方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定することにしておりますので、公募方法のご質問ですけれども、この中身についても小委員会の中でご協議いただいて、協議会で決定をいただくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○上本会長 松岡委員、よろしいですか。

そちらから手が上がっていましたが。

○黒木（武）委員 同じ質問です。

○上本会長 はい、黒木委員。

○黒木（武）委員 先般のときにもちょっとお話し申し上げたんですが、やはり民意をあらわすという意味からいって、公募という方法は最適の方法であろうかと思うわけです。しかしながら、公募したものが一番数が多いからこれが一番いいんだということには必ずしもならない場合もあろうかというふうに考えてみたときに、この案のように小委員会で新町の候補を数点選定をすると、そして協議会へ諮るということでございますので、この原案どおりでよろしいんじゃないかというふうに思うわけです。

以上です。

○上本会長 原案どおりでいいのではないかというご意見もいただきましたが、さらに踏み込んで委員さん方でこのことについてご意見ございますか。

井上委員。

○井上委員 小委員会のことですから、小委員会の中ですべて決定していただければ結構だと思うんですが、ただ小委員会の、要するにこの後にも出てくると思うんですが、新庁舎、事務所の位置選定小委員会もあるわけですが、各町から要するに第8条2号委員は1名、3号委員は4名という規程だけしかないわけですが、要するに振り分け方法ですよ、各町における。そういった部分に関しては何も踏み込んでないわけですが、各町へ任して、それなりに各町同士の中で4名対1名というものを任命するのかなのか。選定基準といいますか、そういったものは何かお考えがあるんだったらご説明願いたいと思います。

○上本会長 基本的に会長が指名するということになっておるわけですが、それぞれ各町の意向を伺った上で指名させていただくという手順で、進めさせていただきたく思います。

これから会議を進めていく上で、また休憩の時間を差し挟んで、そういう意見を伺いながら委員の選任をさせていただきたく思っておるところでございます。

いかがでしょうか。

○井上委員 それでよろしいです。

○上本会長 ほかにご意見ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。今のことで関連なんですけど、ちょっとわからないことがあって。

各町の意向というのがちょっとわからないんですけども、何か選ぶ上でそれぞれの町で意向があるんでしょうか。そのところをちょっと聞かしていただきたい。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 各町にそれぞれの意向があるかということになりますと、別に意向というものはございませんが、この規程でいきますと会長が、第3条で、規程の案でございますけども、指名をするという規程でございます。しかし、この委員を会長が一方的に指名するというのもいかがなものかということで、先ほど会長がお答えになったんだろうというふうに思いますので、そこら辺をご理解いただきまして、各町でそれぞれ一定の時間を

持っていただく中で、委員の方のそれぞれの思いもございますでしょうから、そういった中でお話をいただければという思いで、会長が言われたというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○上本会長 基本はあくまでも民主的にということが根底にあるわけでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

ほかにご意見ございますか。

田丸委員。

○田丸委員 5ページの規程の中で、6条の関係者等の出席というところで、関係者等の出席を求めることができるとうたわれておりますが、関係者等とはどういったことなんでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

ここに言う関係者等といひますのは、例えば、名称の選定をするに当たって、それぞれの町に職員もおるわけでございますし、いろいろなことの調査をする上で、こういった形で職員の意見も聞かにゃいけんだろうかというようなこともあった場合、それとかいろんなところに携わっておられる方々に、小委員会としてご意見をお伺ひしたいというようなこともございましたときに、小委員会だけの委員さんで協議をされるというのが非常に難しい面もあつてはと思ひまして、それぞれ関係者ということで、必要に応じて必要な方に委員会の中にご出席をいただひて、ご意見等もお伺ひしながら、小委員会で十分に審議をいただければということで、ここにはそういう形で条文を設けておるということでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○上本会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

永田委員。

○永田委員 私は、小委員会において公募なり選定基準を定められるようになっておりますが、選定基準なり方法については、事務レベル、俗に言う幹事会なり事務局レベルでやられる方がいいんじゃないか。小委員会でやられて、小委員会でかちっとまとまりゃいいですが、先般のあつたような道路公団民営化推進委員会あたりでもああいう問題になると、非常に難しい問題があるんじゃないかならうかと思ひんで、選定基準等については幹事会

なり事務レベルではどうだろうかということをお願いします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 選定基準については事務レベル、幹事会レベルで決めるのが良いのではないかというご意見でございますが、基本的に考えておりますのは、そういった選定基準につきましても、協議会の委員さんによって十分審議をいただく中で、事務局案を提案しこれでいかなものでしょうかということではなくて、ゼロから皆さんの力によってそれを決めていただければということと考えております。

したがって、そういった中で十分審議をいただいたもので、一定の基準なり選考方法、そして数点選定するに当たっても、協議会の中で、それじゃ何点を選定をするのかということも含めてこの場で協議をいただきながら、小委員会で審議をいただき協議会に諮っていただくというような形を望んでおりますので、そういった形でご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○上本会長 永田委員、よろしいでしょうか。

ほかに。

井上委員。

○井上委員 第5条の中で、小委員会の会議は委員長が必要に応じて随時招集するという項目があるわけですが、それと第7条の中に報告というのがあります。随時協議会の会議に報告するものとするというのを明記してあると思うんですが、ということは、要するに法定協が行われる前に小委員会を持つということですか。

それと、もし持つとすれば、小委員会の場所あるいは期日等に関しては、すべて委員長が決定し招集をすればそれで済むのか。

そして、小委員会に関しても、協議会に関しては傍聴者という者を入場を許可しているわけですが、小委員会に関しては傍聴はないのか、あるのか。もしあるとすれば、期日、場所等は早めに報告をしなくちゃいけないだろうし、そういった事務上のいろんな手続があると思うんですが、そこら辺はどのように考えておられるか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井上委員の質問にご説明を申し上げます。

一つには、小委員会の開催を協議会の前に委員長が招集してするというところで、そういう形になっているのかということでございますけども、あくまでも5条にいいますところ

は、小委員会を必要に応じて委員長が招集をしていただくということで、小委員会を開催をした中身については、直近の協議会へ報告ができる内容でまとめれば、その委員長の方から協議会に、審議内容、経過なりをご報告いただきながら、協議会で協議、確認をいただくという手順で考えております。

それと、傍聴とかはいかがなものかということで、開催日時等を明らかにすべきではないかというご意見でございますけども、この点につきましては前回もご説明を申し上げておりますけども、一つには、その小委員会の中でそこら辺の小委員会の運営のあり方、こういったことについても、小委員会の中でご協議いただき、一定の整理をいただいた中で、協議会長と委員長とお話をいただく中で、そういった傍聴とか公開、非公開のことにもつながってくると思いますけども、そういったところで整理をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○上本会長 井上委員、よろしいですか。

○井上委員 今、事務局の方から説明あって初めてそれがわかるんであって、そういうことを規程にはすべて述べてないわけですから、そういった部分も、もし、この後事務所等の規程も出てくるわけですけど、どっちにしても共通した問題点だと思いますんで、そういった部分もやはりきちっと明記しておかないと、内々ですめるような格好になるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのように。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 説明が不十分でありまして、まことに申しわけございませんが、5ページの規程案の第10条に、この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるという補則、第10条の案でございますが、ここにおいて、先ほどご説明申し上げました委員会の中での運営等について、小委員会の中で十分ご審議いただいたものを持って、会長とお話をいただく中で定めていただければということで、この補則第10条を設けておるところでございます。

以上です。

○上本会長 井上委員。

○井上委員 続けて済みません。

ということになりますと、極端な話、例えば名称の小委員会と事務所の小委員会の規程は違っていいということですね。例えば、会長が定めるんですから、明記してないという

ことになれば、その会独自の事務手続でやっていいということですね。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井上委員のおっしゃるとおりでございます。それぞれの小委員会が別々に当然ご審議、運営のあり方について、それぞれの小委員会でご協議いただくということに考えておりますので、当然内容的には、どちらも補則第10条には、今協議第11号ですから、名称の小委員会でございますけれども、これと同じように事務所の位置につきましても一応案の中には設けてございますので、それぞれ小委員会において独自で、違ったものであってよかろうというふうに考えております。

○上本会長 井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 よろしいです。

○上本会長 続いて、黒木委員。

○黒木（重）委員 黒木ですが、今、井上委員がおっしゃったことのちょっと補足であります。3町合併ということになると、ご存じのように、郡内の方々が非常に関心が高いという状況でありますので、傍聴については会長が認めるという中で決められてはおりますけれども、小委員会について、我が甲山町においては議会の広域合併調査特別委員会の中でもけんけんがくがくいろいろ意見が出まして、基本的に公開をするということを是非申し出ようというような意向がございますので、会長が認めるとは申すものの、小委員会の公開については両委員会とも公開をするという内容に是非していただきたいという要望がございますので、そういう点を十分配慮してほしいというふうに思います。

ただ、内容については、非常に難しい点もあると思いますが、そういうものについては是非々々の形で取り組む必要もあることが起こるんじゃないかと思っておりますので、ですが、できるだけ全面公開ということの基本に取り組んでほしいということをお願いしたいと思います。

○上本会長 黒木委員の発言につきましては、各委員さん方も今お聞きのとおりでございますので、そういうふうなことをお互い胸に秘めながら、また各小委員会へ配置された中で、そのことを踏まえた中で議論賜って、これからの方向づけにつきましては、傍聴規程につきましてもご判断賜ればと思います。

ほかにご意見ございますか。

寺田委員。

○寺田委員 7条の関係です。小委員会における審議の経過及び結果については、随時協

議会の会議に報告するものとするというようになっているんですが、このことについて字句のとおり解釈をし報告だけをするだけで終わるのか、この報告を受けて協議会で修正も含めた意見といたしますか、そういった修正意見等もちょうだいするのかということについて、質問いたします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ご説明を申し上げたいと思います。

3 ページに、提案をしておりますように、すべて協議会で決定をするということと、小委員会からの報告をもとに協議会で決定するという提案でございます。

したがって、一応委員会の中身について、委員会として審議いただいた内容、そして出た当然ご意見等も踏まえながら、そういったものを協議会の場へご報告いただき、そして協議会全員の中でその内容について協議をいただき、確認を一つずつしていただければということ考えています。

したがって、先ほどもありましたように、小委員会から出た中身が協議会の中で変わることもあり得るのかということにつきましては、当然この協議会の場で、皆さんの全員、全会一致の中で、こういう形がいいのではないかとということで集約をいただければ、委員会から報告があった中身と若干違うものでも、確認がされていくのではないかなというふうには思っています。

ご提案のとおり、協議会で決定をし、委員会は協議会へ報告する、その上で協議会で決定するという案でございますので、先ほど説明したような内容でご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○上本会長 寺田委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、協議第11号の新町の名称については、以上、ご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは続いて、協議第12号の新町の事務所の位置についてを、第2回協議会でご提案しておりますので、直ちに協議に入らせていただきます。

このことにつきまして、委員の皆さんからご意見ございますでしょうか。

この件につきましても小委員会形式で協議いただくとするものでございますので、先ほどと同じ方向に進めさせていただきますが、ないようでしたら、このことについて、ご確認いただいたということにさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

田丸委員。

○田丸委員 済みません。ちょっとよくわからないところがあるんですが、資料の8ページの155条の3項ですか、このことの条文の意味がちょっとわかりにくいんですが、詳しくちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、9ページの小委員会の案で、スケジュールが書いてありますが、先ほどの新町の名称と及び事務所の位置の最終的な決定ですが、協議会の決定の時期が6月と7月でずれておりますが、どういった意味でずれるのか。一緒ではいけないのか。ご質問します。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ご説明を申し上げます。

ご質問のありました8ページの第4条の2項の規程は、前項の2項でございますが、それに伴う155条第3項がどういう意味を持っているのかということでございますけども、これにつきましては、それぞれ都道府県にあつては支所等、地方事務所、市町村にあつては支所、出張所を設けることができるというのが第155条でございます。そういった中で、4条の第2項で定めてあります、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情とか他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないという考え方を持って、こういったものも定めていく必要があるということで、準用するというので、ご理解いただければというふうに思ってます。

それと、もう一点、スケジュールでございますが、これにつきましては前回もご説明申し上げますとおおり、それぞれ違ったスケジュール案をとということでご提案を申し上げますが、この中身については当然小委員会の中で決定をいただければ、それぞれ一応スケジュール的なことも含めて小委員会の中でご審議いただければというふうに考えております。

これはあくまでも案としてお示しをしているスケジュールでございますので、十分に小委員会の中で審議をいただき、協議会の場で協議、確認をいただくというのが、やはり名称とか事務所の位置というのは非常に大切なことではないかなというふうに考えておりま

すので、そこら辺のスケジュールについても、これは一つの例として、案としてお示しをしているものでございますので、これにこだわったことではございませんので、その点はよろしく申し上げます。

以上でございます。

○上本会長 黒木委員。

○黒木（武）委員 事務所の位置につきましては、地方自治法上の規定があるわけですが、実際問題として、新しい町の事務所を決めるに当たっては、どこの議会でこれを決めるのか。現3町のそれぞれの町で、合併後はここへ決めるというふうなのか。地方公共団体の事務所の位置は議会で決めるということになりますと、新しい〇〇町というのはその議会がまだ合併期日のときには決まってないわけですから、具体的に、実際問題としてはどの段階で、この協議会では決められると思うんですけども、それで自治法上の4条3項がクリアできるのかどうか、お尋ねしたいんですが。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 答えをいたします。

事務所の位置を決定する議会は最終的にどういう形で決めるのかというご質問でございますけども、ここで言いますのは、地方自治法施行令第3条の規定によりますと、3分の2以上の者をもって同意がなければならぬということ、議会の中で当然ご決定をいただかなくてはならないことでございます。

それと、合併協定書というのが、合併協議をしていく中で当然事務所の位置についても何々番地まで、ずばり何番地ということで明らかに協定書の中にも明記をしていく、事務所の位置については形になります。そういった合併協定書の調印いただいた中身については、合併議決ということで、それぞれ3町でその中身について合併議決もいただいていくということになりますが、正式には新しい町の議会の中で議決をいただくという形になっていくというふうに思っております。

したがって、先ほど説明しているものについて、新町の職務代行者と申しますか、それを地方自治法179条の規定によって、事務所の位置を定める条例を専決処分するという事で、一応合併協定書によって明らかになったその位置について条例を専決処分をしたものを、新しい新町の議会において、専決処分でございますので、報告をする中で議決をいただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○上本会長 他にご意見ございますか。

溝上委員。

○溝上委員 事務所の位置についてですけども、やはり交通の事情とか他の官公庁との関係というふうにあるわけですが、交通の事情にしる他の官公庁との関係にしる、これは時間とともに変わるものだと思うんです。道路はバイパスができるとか、あるいは全く新しい道がつけられるとか、あるいは他の官公庁、国の出先機関が出てくるとかというようなことが当然これから新しいまちづくりの中で考えられると思うんですが、交通の事情とか他の官公庁というのは現時点でということです。それとも、ある程度将来を見越してこの位置がいいんじゃないかというふうな検討をするということも考えられるわけですか。そこはちょっとお聞きしたいと思うんですけども、条件が変わるといことが前提になるのか、ならないのかということです。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ここに地方自治法上の第4条第2項にありますように、ここに書かれてあるという中身については、やはり住民の方にとって事務所の位置というものを決めるに当たっての考慮すべきことが掲げられているわけですので、基本的には住民の方によって、事務所の位置等というのがある程度整理がされるというのが、本来必要なことではないかと思いますが、ただ、今の交通の事情とか他の官公署との関係等についても当然、今溝上委員の言われたように、長い将来、それは非常に変わってくるということも当然あるとは思いますが。がしかし、現段階で何を基準に、どういう形で事務所の位置を定めていくかということになりますと、やはりそこら辺をどういう形で事務所の位置を決定していくべきだろうかということで、十分に、先ほど言いましたように、住民の方にとって非常に影響の大きいところですので、小委員会の中で、どういう形でそこら辺のことも考慮しながら定めていかななくてはならないのかということも踏まえて、十分ご審議いただければというふうに考えております。

ですから、そういった定めるについても、手順等も踏まえて、どういう形がいいだろうかというようなことも当然小委員会の中でご審議いただき、ご協議いただいたものを協議会の中で報告いただきながら、皆さんの中でそれぞれ場所を決定いただければというふうに思っておりますので、将来こういう形になるだろう、だからこうだろうというのは、現段階ではいかなものかということも私は思っておりますので、そういった決め方についても手順等を、先ほど言いましたように、小委員会の中でゼロから定めて協議をいただ

ればと思っております。

以上です。

○溝上委員 この世羅郡3町の将来のビジョン、まちづくりのビジョンといたしますか、将来のあり方を見越しての事務所の位置ということまでは考えなくていいと、こういうふうな理解でよろしいわけですね。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 当然、現状から将来この町がどうあるべきで、自治体、まちづくりをしていこうという、そういう思いの中で小委員会の中において十分ご審議をいただければというふうに思います。

したがって、将来を考えなくて事務所の位置を云々というのも、小委員会の中でいろんな委員さんの考え方がございますでしょうから、そういったことも含めて小委員会の中でご審議いただければと思っております。

○上本会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでございますので、新町の事務所の位置については、以上でご確認させていただいたということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それではここで、先ほどご確認いただきました新町の名称候補選定小委員会並びに新町の事務所の位置候補地選定委員会の委員を、それぞれ設置規程に基づき会長が指名したいと思いますが、先ほど申し上げたように、各町の意向を伺った上で指名させていただきたいと思います。

ここで休憩を15分取りますので、休憩終了時までに各町でご協議いただき、6ページと11ページにあります委員名簿に整理いただき、委員名を事務局までご報告くださるようお願いいたします。

それでは、直ちに休憩に入ります。

午後 2時22分休憩

午後 2時44分再開

○上本会長 では、休憩を解いて協議に入ります。

先ほど事務局へ提出いただきました委員名を読み上げて、設置規程に基づく会長指名と

させていただきます。

名簿につきましては、後ほどお手元の方へ配付させていただきます。

新町名称候補選定小委員会は、黒木重治、荒瀬聖子、石岡省吾、鈴木道弘、黒木武彦、徳光義昭、板東辰男、松村明美、梶川耕治、蔵敷広之、井上忠則、田丸克之、井上幸枝、溝上春雄、奥田正和、以上の方を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続いて、新町の事務所の位置候補地選定小委員会の委員は、永田英則、井口紀介、岡本明美、田坂陽美、桧谷睦宏、藤井忠孝、新井富士男、真野綾、寺田弘美、幾島文江、前原春夫、前迫喜久真、岡田桂子、横山昇司、三木俊三、以上の方を指名しますので、よろしくお願いいたします。

今朗読させていただきました方々のについては、また後ほどしっかりタイプを打ってお手元に配らせていただきます。

それでは続いて、協議第13号第4回世羅郡三町合併協議会の日程について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料でいきますと12ページをごらんいただきたいと思います。

協議第13号第4回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第4回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成14年12月25日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第4回世羅郡三町合併協議会の日程について。第4回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成15年1月29日水曜日午後1時30分。場所、せらにシタウンセンター。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第13号の説明でございます。このことについてご質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでございます。協議第13号については、ご確認いただいたということでございます。ありがとうございました。

次に、次第3の(3)の提案事項に移ります。

提案事項は、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議決定は次回の協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第14号町、字の区域及び名称の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料13ページをごらんいただきたいと思います。

協議第14号町、字の区域及び名称の取扱いについて。

町、字の区域及び名称の取り扱いについて提案する。平成14年12月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

町、字の区域及び名称の取り扱いについて。3町の字の名称及び字の区域は現行どおりとし、新町に引き継ぐという提案内容でございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページには、3町の町の名称と大字の名称を記載しておりますが、町の名称については、3町該当がございません。が、大字の名称については、あいうえお順で記載しているとおりであります。甲山町は、青近から別迫まで11大字。世羅町は、青水から安田まで19大字。世羅西町は、小国から吉原まで8大字がございます。ごらんのとおり、3町で同じ大字名はございません。

合併の際に、町、字の区域の設定、もしくは廃止、または町、字の区域もしくは名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることとなっております。

そこで、合併するに当たり、町、字区域及び名称の取り扱いについて協議が必要となりますが、区域や名称は住民にとって非常に愛着が深いものであるため、合併しても従来どおり存続させる場合が、他地域の例を見ると多いようであります。先ほど見ましたように、3町の大字名は同じものがございませんので、ただいまご説明をした内容での提案でございます。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第14号の説明でございます。このことについてご質問がありますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでございます。協議第13号町、字の区域及び名称の取扱いについては、次回協議会で協議決定をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

訂正申し上げます。先ほど協議第13号と読み上げたそうですが、第14号でございま

すので、訂正させていただきます。

それでは次に、提案事項、協議第15号財産及び債務の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 お手元の資料15ページをごらんください。

協議第15号財産及び債務の取扱いについて。

財産及び債務の取り扱いについて提案する。平成14年12月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

財産及び債務の取り扱いについて。

1、3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。

2、世羅町大字津口財産区有の財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐという提案でございます。

16ページから協議調整内容を掲載しております。16ページは、3町の総括表でございます。次の17ページから30ページまでが細部にわたる資料でございます。今回の協議内容は、財産及び債務の取り扱いということで、3町の財産及び債務の状況を示す資料でございます。

16ページをごらんください。

3町の総括表でございます。主な財産では、行政財産、普通財産、出資金及び出捐金等や物品、基金がございます。債務では、地方債、債務負担行為の支出予定額で、ここでは平成14年度以降の支出予定を上げております。

市町村合併をする場合において、財産の処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定めるということで、地方自治法第7条第4項に定められておるところでございます。財産とは、地方自治法第237条第1項によりますと、公有財産、物品及び債権並びに基金となっております。中でも公有財産は不動産、有価証券、出資による権利等とされており、公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類されております。また、物品、債権につきましてもそれぞれ定義がございます。後ほど、ご説明をいたします。

そのほか、地方公共団体は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて定額の資金を運用するための基金を設けることができるということでございます。

債務につきましては、普通地方公共団体は予算の定めるところにより地方債を起すことができるとなっておりますし、債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないということで、それぞれ債務としては地方債、債務負担

行為というものがございます。

調整内容では、3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。財産区有財産は、世羅町大字津口財産区の財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐ。としております。

合併する場合、その所有する財産及び債務はすべて新町に引き継ぐことを基本とすべきと考えまして、財産、公の施設、債務、すべて新町に引き継ぐという案でございます。

では、個別の内容についてご説明をいたします。

17ページをごらんください。

ここは、公有財産の状況というものでございます。平成13年度末決算状況で記載しております。

公有財産は2つに分けており、1つが行政財産、もう一つが普通財産とに分かれておるわけですが、行政財産と申しますのは、公用あるいは公共用に供するというところで、さらにこの中を分けております。本庁舎、消防施設、その他施設につきましては、地方公共団体、町がその事務事業を行うために直接利用する施設等でございます。その他の行政財産と申しますのは、一般の住民の方々が直接通常の形で利用されるということで、学校、公営住宅、公園その他というふうに分けておりますけれども、行政財産はこの2つに分かれておるということでございます。

普通財産と申しますのは、公共用、行政目的のために使うものではなく、専ら経済的価値を発揮する、土地なら土地としての経済価値を発揮するために管理する財産でございます。一応行政のために用いないということで、行政財産と分けてございます。

それぞれ、土地、建物に分けまして、3町の状況を記載しております。数字を読み上げることはいたしません、ごらんいただいたとおりでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

ここには、出資金、出捐金等を載せております。

出資と申しますのは、民法に定めます公益法人、社団法人ですとか、財産法人、そういうものが当たると思います。それから、商法の規定による株式会社等への出資または出捐による権利、そこにお金を出すということで、出したことによる権利でございます。

なお、株式会社に対する出資というものでございますが、株券に表示される有価証券をもって表章されると、有価証券の形になっている出資の権利の場合は、有価証券ということと呼んでおるところでございます。基本的には、出資に対する権利ということで、ここ

に載せてございます。これもごらんのとおりでございまして、株式会社あるいは協会、公社などに対する出資、出捐でございます。

これも数字を読み上げることはいたしません、それぞれ3町がこれだけの権利を持っているということでございます。

続きまして、19ページをごらんください。

物品、車両等について載せております。

物品と申しますのは、地方公共団体の所有に属する動産ということで、町が持っている動産で、現金や公有財産や基金を除くものと、あるいは地方公共団体が使用するために保管する動産ということで、数多く種類がありますけれども、ここでは主な財産ということで、公用車などを列挙してございます。ごらんいただきたいと思います。

続きまして、20ページをごらんください。

基金の総括表で、平成13年度末の状況でございます。

普通の家庭で言う貯金、定期預金的なものでございまして、特定の目的のために財産を積み立てて、あるいはその積み立てたお金の運用で何らかの行政目的を果たすということのために設けられた資金でございます。

21ページには、積立基金、定額運用基金とその他特別会計の基金として22種類ございますけれども、ごらんのとおりでございます。さまざまな名称の基金がございます。基金の場合は、条例で定められた名称どおりに列挙した上で金額を記載しているところでございます。

続きまして、債務の関係でございます。資料では22ページから29ページとなります。

債務は、地方債と債務負担行為の2つを計上しております。

22ページは地方債であります。

地方債といいますのは、普通の家庭で言うところの借金でございますが、地方公共団体が資金調達のために負担する債務ということで、その返済が1会計年度で終わらないで、会計年度をまたがって行われるというものでございます。

23ページから29ページまでに、債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額ということで計上しております。

簡単にご説明いたしますと、通常、地方公共団体の会計は予算会計年度で独立しているということで、単年度ごとに独立して予算を立てていくというのが基本でありますけれど

も、その例外となるのが債務負担行為というものでございまして、平たく言いますと、年度をまたがって将来的に債務を負担する行為について、予算の中で定めてあるというものでございます。

ここに記載してある数値は、平成14年度以降にこれだけの将来支出が見込まれるというものが予算に掲げてございますので、それを記載したものでございます。

なお、この数値は機械機器リース事業は除いております。

続けて、30ページは財産区でございます。

先ほど、財産区については特にご説明はしておりませんが、財産区と申しますのは、市町村の一部で、財産を有し、公の施設を設けているもので、地方自治法上は特別地方公共団体に属するということとなりますが、この財産区を有していますのは世羅町の世羅町津口財産区のみでございます。それぞれ土地、基金をこれだけ有しているわけでございますけれども、財産区につきましては、財産区有財産は財産区有財産として新町に引き継ぐものということで、財産区の形成にはいろいろこれまで経緯がございまして、今でもこういった形で運営されているということを尊重しまして、財産区有財産はそのまま財産区有財産として新町に引き継ぐという形にしてはどうかという案でございます。基本的には、今の状況と変わらない状態で新町に移行するというようにしてはどうかという案でございます。

なお、今まで説明しましたお手元の資料にある数値は、いずれも直近の公表数値であります。平成13年度末現在、あるいは平成14年度当初の数値でございます。新町として発足するまでにはあと、先ほどご確認いただきましたが、2年ございますので、合併時には当然これとは異なる数値となっていると思いますが、3町の財産と債務を明らかにするために、直近の公表数値を用いましてご説明をさせていただいたところでございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第15号の説明でございますが、突然皆様にお配りしたことの中で、なかなか資料のご確認が難しい場合もあるかと思いますが、差し当たってご質問ございましたら、ご発言ください。

井口委員。

○井口委員 一部事務組合の負担金等、これが明記されていないと思うんですが。これは別な。

それと、世羅台地の未開発団地の返済ですか、フルーツ道路であるとか、いろいろまだ

あろうかと思うんですが。それから、債務保証されている金額ですね。

以上です。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井口委員のご質問に対してご説明を申し上げます。

まず、一部事務組合の負担金等がここに載っていないのではないかとご質問であったと思いますが、これにつきましては単年度の予算計上となりますので、それについてはこれとは別なところでのこととなります。

それと、債務保証というものはどうかということですが、現在予算計上してあります債務負担行為でここに上げてあるものが、一応予算計上で上がっているものでございますので、今お手元にお示しをしておりますものであるということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○井口委員 中部台地は。

○山口事務局長 中部台地につきましては、もうお返しをしているということで、ここには上がらなくてもいいということでございます。

○井口委員 借金ということではないということか。

○山口事務局長 ということです。

○上本会長 井口委員、説明でご理解いただけましたでしょうか。

○井口委員 先ほどから言っているが、一部事務組合の件で、単年度の決算で終わるとのことですが、単年度で終わることですか。

○上本会長 一部事務組合でもっと踏み込んだ説明をしないと理解してもらえないと。

それでは、今田助役の方からご説明申し上げます。

○今田助役 それでは、一部事務組合の件についてお答えを申し上げます。

一部事務組合というのは、単年度でハード事業の部分の、例えば建設事業で起債を借った部分の償還とか、それから実際に事業を運営する場合の運営費の負担を合算をしまして、AならAという一部事務組合へ負担をしておるわけですが、これは各町とも単年度の予算主義で、例えば中央病院ならA町は1,000万円とか2,000万円とか、そういう部分でありますから、この件に関しましては債務負担行為というふうについては加えておりません。

それから、もう一点ご指摘のあった中部台地等の関係につきましては、またかわって答

弁させていただきます。

○上本会長 よろしいですか。お答えしますか。(オブザーバーへ)

○上本会長 金尾助役から中部台地についての説明をさせます。

○上本会長 答弁をさせていただきます。

○金尾助役 国営の広島中部台地の農地開発事業が……。

○上本会長 ちょっとスイッチが入ってないよ。マイクを近づけて。

○金尾助役 国営農地開発事業の負担ということではありますが、これにつきましては町の負担と農家の負担とございます。町の負担につきましては、県の方の振興資金というのがあるんですが、それを借入れをしまして一括償還をしております。ですから、そういった分での負債がありません。

農家の分につきましては、先ほどもありましたように、単年度、単年度の負担をいただくということで、単年度に賦課をしてそれを納入してもらって、それに県にお返ししていくというふうな格好になっています。

○上本会長 井口委員、いいですか。

溝上委員。

○溝上委員 今の井口委員さんの関連ですけれども、国営についての負担は町部分については償還済みとおっしゃっておりますけれども、農家あるいは団地の負担についても町が債務負担行為というのをやっておるんじゃないかと思うんですけれども。農園なり農家が返せん場合は、それはそのときには町が返すというふうな約束事があってこの事業が進んでおるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○上本会長 金尾助役。

○金尾助役 先ほど申しましたように、農家負担分につきましては、単年度というんですか、単年、単年、賦課をしてそれを納めていただくというふうな方式をとります。

ですから、農家負担分について町の債務として債務負担行為をするということはしておりません。

○上本会長 国営開発にわたる町の負担分につきましては、県の地域振興基金を一括借入れで償還をして、利子を免除いただく中で今償還事務に当たっておるようなことでございますので、非常に金利的には随分県のご支援をいただいたということでございます。

それと、償還として問題なのは、要するに国営開発について未開地の問題があるのも事実でございますが、これは今現段、県と協議しながら、取り扱いについては協議を進めて

いる状況でございます。

以上でございます。

ほかにございますか。

○横山委員 ちょっとお待ちください。

○上本会長 横山委員。

○横山委員 横山です。

ちょっとお伺いするんですが、ある町におきましては、他町と一部事務組合を持っておる町村があると思います。そこでの行政財産の取り扱いは、この協議会での関係はどういうふうになりますか。ちょっとお伺いします。

おわかりですか。大和町世羅西町一部事務組合で火葬場を持っておると思いますが、その財産はどういうふうなこの中での取り扱いになりますか。ちょっとお伺いします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ご説明をいたします。

これにつきましては、一部事務組合等の取り扱いという合併協定項目について、第1回にご確認をいただいております。このところで整理をさせていただくということになるかと思っております。

以上です。

○上本会長 横山委員、よろしいですか。

続いて、鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。3町のペイオフの対応を教えてくださいなんですけれども。

よろしいです。参考までにちょっとお聞きしますけれども、45億円ぐらいの余裕金、基金等が3町であると思います。最近どこも非常に運用については大変だろうと思っておりますし、ペイオフの問題についても大変だと思いますけれども、現実にそのところをどのように今、ちょっと余り詳しくなくてもいいんですけれども、どの程度方向を示されて、どういうふうに運用されておるかということについて、わかればお教えください。

○上本会長 ちょっと質問の内容が理解しにくいんですが、いわゆる……。

○鈴木委員 定期で1,000万円の件です。

○上本会長 今回示してあるのは、13年度決算でございますんで、14年度の決算。

○鈴木委員 20ページに載っておる基金のことなんですけれども……。

○上本会長 ペイオフ対策ですか。

○鈴木委員　そういうことです。要は、町のお金もやはりそれに該当すると思いますので、そういう積み立て部分について、どこかに預金されておるか、そうされてはおるんでしょうけど、そのことの運用についてどのようにされているのかなということが、詳しくなくてもいいんですけれども、ちょっとわかれば。

○上本会長　各町、指定金融機関が違いますので、運用方法は少し差異があるかと思いますが。

○鈴木委員　要は、多分国債を買われるとか、最近ではそのような方向づけでだんだんと町村もそういうふうになっておるとは思いますけれども、そこらの進捗状況等々がありましたらお教えください。

○上本会長　それでは、各町の助役の方から答えさせます。

○鈴木委員　ざっとでいいですから。

○上本会長　ご説明申し上げます。

○今田助役　それでは、世羅西町の基金の条例とか今後の保全対策については、さきの定例会でペイオフ対策の基金条例の改正をしております。

その中で、今ご指摘のように、基金が若干あるわけでありまして、それと同額以上に起債を借っております。もちろん縁故債等々という場に、例えば市中銀行さん等でも借入れをしておりますし、そうした点で世羅西町においては、一応相殺可能な範囲で運用しております。

それでまた、国債等の購入等については、現時点では世羅西町の場合は、対応いたしておりません。

○金尾助役　世羅町の場合も同じでございますが、世羅町の場合は、J A世羅郡が指定金融機関となっておりますので、そちらの方、ほとんどJ A世羅郡の方の普通預金ということで、処理しております。

○田原助役　甲山町の場合も、基金の運用に関しては、条例で一番有利な方法で保管するというふうになっています。そうした中では、今までも定期預金等を中心にやっております。

先ほどのペイオフに関して、今両町から言われましたように、相殺できる範囲の条例改正しております。そういった中では、なおかつ定期預金を中心にやるという状況でございます。

○上本会長　ほかに。

黒木委員。

○黒木委員 16ページでございますけど、ここで言うならば基金、先ほどのご説明にありましたが、言うなら貯金でございますが、3町合わせると約198億円余りです。前回の国勢調査の人口で割れば100万円をちょっと超えておるんですね、1人当たり。一方、借金の方、地方債。ごめんなさい。地方債が今言いました100万円。それから貯金の方は、先ほどもお話ありましたが450億円と。これ13年度の決算の数字でございますが、合併をします15年度が過ぎて16年に入るときには、この数字がどのようになっているのか。まだ2年あるわけですね。それぞれ3町で大型のものが予定されております。現在進行中のものもあります。そうすると、地方債はまだ増えて、借金は、貯金はもっと減っているんじゃないか。そういうことになると、15年度末が大体どのくらいになるかというのは、財政当局では、その辺の数字はおよそつかんでいらっしゃるんだろと思いますが、これらがもしおっしゃっていただけるんなら、ひとつお話をいただきたいと思っております。

いかがでございますでしょうか。

○上本会長 14年度の決算見込みの推計はできるかと思いますが、15年度については、まだ15年度の予算が立ち上がってない状況では難しいかと思いますが、そこら辺をあわせて、事務者、事務レベルの方からご答弁をさせていただきます。

各町で答弁せんと、わからんでしょう。じゃあ、各町随時、先ほどと同じように。

○黒木委員 今日ご無理なようでしたら、次回るときでも結構ですので、もしお示しいただければ。

○上本会長 はい。お答えください。

○今田助役 今のご質問の内容について、以前、このたび13年度決算をお示ししとるわけですが、それができるだけ近い14年度の中途でも出せる数値をとということで、幹事会でも協議したんですけれども、まだまだ14年度半ばを過ぎたばかりということでは、14年度の中にも基金を崩すことも予定されていまして、また起債も当然予定されているという中で、年度が終わらないとその見込みが立たないのが現実であります。

あくまでも予算どおりの執行というのはなかなか、できるだけ借金はしたくない、できるだけ基金は積みたいというのがありますけれども、やはり1年間の予算の執行の中にはそういったことが、結果がわかるのは、どうしても決算を、来年の5月が済んだ段階で概略の数値がつかめるということなので、まだまだここ二、三カ月にそういったとこ、推計

でもと言われますとまた、そこにまた誤差が生じますので、その都度大体確実に近い数字が出次第、それは皆さんにまた公表していくということはやぶさかでないんですけれども、途中での推計というのはちょっと控えておいたらいんじゃないかというふうに、幹事会では話しております。

○上本会長 黒木委員、ご理解、ご承知いただけますか。

○黒木委員 ちょっとこの問題と外れるようなんですが、また後お時間いただければそのときにもお話ししてもいいんですけども。今日の議題が済んだ後何か、その他で。

○上本会長 その他の項は設けてございますんで、委員の方から発言があればそのとき発言は承ります。

○黒木委員 ああ、そう。それじゃ、そのときにさせていただきます。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 さっきの関連でございますが、いわゆる財産といいますか、貯金と負債というのは、これは事業との関連があると思うんです。

というのは、今回世羅町さんがまちづくりの5カ年計画というのを発表されたわけです。これは、各町とも中期、長期の計画はあると思います。合併を控えて、各町ともそういう中・長期計画というのを明らかにされまして、その中身がどうであるのかというのをやはり仕分けする必要があると思うんです。というのは、各町とも合併までにこれだけのことはやっときたいよという仕事。あるいは、合併までにこのことは手をつけておきたいという仕事もあろうと思います。また、さっきもおっしゃったように現在進行中といいますか、それで合併後3年も5年も10年もかかって行こうような事業もあろうかと思えます。そういうものを、財産とか債務とあわせてです、事業をやはりわかりやすくまとめたものを、委員会へ参考資料としてあわせて出していただけたら、我々も理解が早いんじゃないかと思うんです。

この点、そういう各町の事業を仕分けして、あるいは見直ししたもの、その内容をこの委員会に示していただくことはできないんでしょうか。

○上本会長 溝上委員のおっしゃるところの気持ちもある程度は理解できるんですが、合併までもう二年ございますんで、各町で事業は進行していくわけで、新しい町へ対しての建設計画というようなもの引き続き持ち込むものもございますし、それまでに完了するものもございますが、あくまでも新しい町へ持ち込む事業について調整を図るこうした合併協議会の会でございますので、そのことについてはこれからも、新町の建設計画をご議論

いただく中で、資料を提供しながらご審議いただくことはあると思いますが、現段で各3町のそれまでにかかわる事業の調整等については、現段で財政を含めた中での、どういふんですか、説明といいますか、組み方は非常に難しいというように思いますが、ご理解いただけますでしょうか。

○溝上委員 ちょっとお待ちください。いいですか。

ここへ出されております基金あるいは財産、負債についても、これは当然変わってくるものと思うんです。変わってくるというのは、事業がいかにあるかということで変わるわけでありまして、やはりその中身といいますか、アウトラインというのがわからないと、これはただ数字を並べただけに終わるんじゃないかというふうな気がするわけです。

特に、これから始められます合併後に持ち越す新規事業については、十分な協議なり、すり合わせというものが行われないと、やはりそれぞれ各町これまでずっとやってきた風土といいますか、やり方といいますか、これがあるわけです。我々は、町民といいますか、それは新規事業について全くわからないし、他の町村のことについては我々もわかりませんが、町民というのはほとんどわからないと思うんです。やはり、世羅西町は世羅町、甲山町、あるいは世羅町は世羅西町、甲山町、甲山町は世羅町、世羅西町、相手方の各町を名実ともに中身まで理解することが、合併をスムーズに行うことになるんじゃないかと思うんです。そのための資料を示していただきたいと。

それが、ここにありますのは、財産については出していただきましたけども、今回の世羅町さんの5カ年計画等の一部は新聞に載っておりましたけども、やはりこれは甲山町さんにも世羅西町さんにもあろうかと思うんです。そのことを示しながら、やはり一つの目標に向かっていくということが大事じゃないかと思うんで、事業というものについても示していただけたらなと思ったわけです。

例えば、世羅西町では2年後には小学校の統合がもう決まっておって、これは実に動いております。課題としては保育所の統合問題もあろうかと思ひますし、あるいは農村公園が立ち上げられると言ひますけども、世羅西町においても青少年旅行村、あるいはその周辺の整備というのも、これも課題だと思ひます。それぞれのプロジェクトというのが、これからも持ち越す中であらうかと思ひます。そういうのは、全部予算づけしてどうこうということにはなかなか難しいと思ひますけれども、課題を明らかにするということ意味においても、事業はどのようふうにあるのか、3町がどのよう目的でもって何をどうしようとしとるかというのは、やはり我々は知っておく必要があるんじゃないかと思ひますし、

各町のそれぞれの住民の皆さんに理解をしていただくというのは、非常に大事なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○上本会長 説明、私の答弁が少し的を外射てなかったんで、誤解を与えたと思いますけれども、各町のやっておる事業につきましては、今専門部会また幹事会等で、その都度事業の調整を図らしていただいております。その中で、これからご協議いただく協定項目の中にそのことの位置づけをする中で、3町の連携を深めて、やっておる事業を調整したのもをもって、新町の建設計画へ向けての事務作業を今進めておる。その中身につきましては、その都度決まったことについてはご提案申し上げ、ご協議して決定していく方向になると思います。

現段で、そのことについての協議は事務レベルで今入ってきておる。本日申し上げていきます財務状況につきましては、前回の幹事会で持ち寄って、こうしたものを皆さん方へ、現段で確認できておる数値についてご提案申し上げて、今ご協議いただいておりますということでございまして、これからもそのことについての各専門部会、または幹事会との調整は随時協定項目に沿ってご議論いただくことに相なると思います。

井口委員。

○井口委員 会計処理が、前にもお話ししたと思うんですが、右と左複式簿記、貸借対照表をもって、バランスシートと言われてますか、そういうものでやっていただくと一目わかるわけなんです、なかなかこれでは理解しにくいわけですね。特別会計だ、やれこれは単年度の処理すんだというふうに言ってくる。ですから、今行政も複式簿記の時代と、新聞等と言われておりますし、ちょっとわかりやすい、ひとつ会計処理をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上本会長 会計処理で、どなたが答弁しますか。

幹事会の方でご答弁いただきますか。

○田原助役 いいですか。

○上本会長 どうぞ。

○田原助役 お答えします。

バランスシートについては、まだ我々町の段階で出してない。参考的に一、二年を甲山町出しとる程度で、またこれが確実な数値の比較にはならんようなまだ状態です。

それで、今のいろいろ、今日は13年度の決算をもってやっとするわけですが、今後できるだけ当該予算全体とか、あるいはそれを当初予算の段階での基金の状態とか、そういつ

た資料の提供を今後させていただいて、そういった面から説明を加えてご理解いただくような内容にしていきたいということは思っております。

○上本会長 いろいろご意見もございますし、こうした財政の状況については大いに町民の関心のあるところだと思います。今日は前段で資料を提供させていただくという中で、また具体的にこの協議におきましては、第4回の中でのご議論もいただく場があると思います。

いかがでしょうか。このことについてほかにご意見がないようでしたら、一応次回の協議会で……。

ありました。そうですか。

岡田委員。

○岡田委員 財政問題はやはり住民も非常に関心があると思います。合併に持っていくのに。それで、各町の財政というのは、予算立てをされたときとか決算のときに、一応町広報で、基金が何ぼ、債務が何ぼあったり貯金が何ぼあったりとかというようなことはお知らせいただいとるんですが、3町というのはなかなかそういうことがありません。

それやはり合併するというのに3町の、今日のような感じで大体どれぐらいあるかというようなことを、今回三町合併協議会だよりですかね、ああいうようなものをもたれましてでもいいから、住民の方へ、財産状況ですか、そういうものをお知らせするようにされたらよいと思うんですが、そういうような気持ちはどんなんでしょうか。

そういうことでやはり合併の理解もできてこうと思いますし、先ほど溝上委員さんが言われたように、やはりこういうことで、事業をしたらこれだけまたこうなるとかというような事業もあわせてやられたらと思ったんですが、先ほどの答弁で、事業はこれからのことでなかなかそれは時間のあれで、委員会の方で今検討中じゃということなんで、たちまち財政状況を住民の方へお知らせしたらと思います。

○上本会長 そういう意味で、今公に公表できるものとして13年度の決算状況について3町を1つの横の線に並べて公表させていただいております。以後の動きもございまして、14年度の事業も動いてございまして、明確には15年度の予算をご承認いただく中でその決定に至れば、より新しい数値は見えてくるかと思いますが、現段ではあくまでも、14年度につきましても決算見込みということでございまして、まだ事業が動いてますんで、その資料を提供することができないということで、随時その場合、場合においては、あくまでもあらゆる資料を含めた中で公表していくというのは大変大切なことだと

いうように思っておりますので、よろしくお願いたします。

先ほど来申し上げておりますが、この取り扱いにつきましては次回協議会でなお協議いただき決定をしたいというように思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、このことについては次回協議会でなお協議いただきながら決定をする運びにさせていただきたく思います。

それでは次に、提案事項、協議第16号町の慣行の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 お手元の資料の31ページをごらんください。

協議第16号町の慣行の取扱いについて。

町の慣行の取り扱いについて提案する。平成14年12月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

町の慣行の取り扱いについて。

1、町章、町花、町木、町の歌、町歌、シンボルキャラクター、町民憲章、宣言、表彰については、新町において調整する。

2、名誉町民は新町に引き継ぐという提案でございます。

32ページをごらんいただきたいと思います。

32ページには、3町の調整内容として町章、町花、町木、町の歌、町歌について、制定時期並びに概要等、それぞれ3町の状況を記載しております。町花、町の花については、スズラン、ツツジ、ツバキとなっており、町木、町の木ですが、松、アカマツとなっております。町の歌については3町に町歌なり音頭がございます。

33ページには、シンボルキャラクターとして世羅町に平成元年3月制定のフルーティぼうやがございます。また、町民憲章、宣言、表彰については、3町でそれぞれ制定されておまして、宣言につきましては、核兵器廃絶宣言、非核宣言がされております。また、表彰については、3町それぞれ条例、要綱等が制定されております。名誉町民条例については、3町で、ごらんいただきますとおり、制定をされております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第16号の説明でございます。このことについてご質問ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第16号町の慣行の取扱いについては、次回協議会で協議、決定したいというように思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、提案事項、協議第17号広報広聴関係事業の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 お手元の資料の34ページをごらんください。

協議第17号広報広聴関係事業の取扱いについて。

広報広聴関係事業の取り扱いについて提案する。平成14年12月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

広報公聴関係事業の取り扱いについて。

1、広報関係については、次のとおり取り扱う。

1として、広報紙については、月1回発行し、全世帯へ配布するよう合併時に調整する。町外の配布先についても、従来の情報提供が低下しないよう合併時に調整する。2、防災行政無線放送の放送時間及び回数等については、合併時に調整する。3、ホームページについては、新町において新たに開設する。

2、広聴関係については、次のとおり取り扱う。

1として、行政地区別懇談会は新町において調整し、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は新町において十分配慮する。2として、相談業務は、現行の相談業務が実施できるよう新町において調整するという提案でございます。

資料35ページをごらんいただきたいと思います。

35ページには、広報関係の調整内容を掲載しております。

町広報については、3町とも毎月1回発行し、配布先は全戸と関係事業所となっているようでございます。また、広報以外の配布物には、議会だより、公民館だより等がございます。また、配布は月1回となっており、月番、行政区、振興区を通じてそれぞれ配布しており、それぞれ未加入世帯は直送をしておるということでございます。防災行政無線放送については、3町では放送回数について1日2回と3回の相違がございますし、放送時間も少し違うようでございます。ホームページは役場情報を世羅郡3町にて公開しております。

続いて、資料36ページには広聴関係の調整内容を掲載しております。

行政地区別懇談会については、3町とも行政全般にわたり随時開催となっております。

相談業務については、3町とも随時行っております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第17号の説明でございます。このことについてご質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、協議第17号広報広聴関係事業の取扱いについては、次回協議会で協議、決定させていただきたく思います。よろしく願いいたします。

以上が本日予定しておりました協議事項でございます。

ここで、本日顧問としてご臨席いただいておりますお二方の顧問の方に、この際ご指導、ご発言ございましたらお願いしますが、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、一応協議しましたことは終わりました、その他の項ということで時間設定をということがございましたので、随時ご発言ください。

黒木委員。

○黒木（武）委員 先ほどの協議の中でもいろいろ話が出ておりましたように、財政問題というのが合併後の非常な大きな問題であるわけでございますが、実は先般の11月25日にこの会で、3町は新設合併をすると。言うなら対等合併をすると。それは、借金も貯金もその他のものは全部持ち寄って、いろいろ経緯はあるでしょうが、一緒になりましょうということで決定をしたわけでございます。確認したといえますか。

ところが、今日財政問題の資料を出していただきました。溝上委員さんの方からもお話がございました。そういう中で、実は先般、世羅町の議会でこの12月を起点とする5カ年計画というのを策定された。実は、先般の甲山町の12月議会で世羅町はそういう計画策定されたが、甲山町はどうかというふうな議会での質問もございました。それで、実は私もちょっとさっき質問したのは、そういう計画が、合併までに町の独自の計画が2カ年間これからあるわけです。そのときに、基金は使いましょう、借金は残しましょうというのでは困りますと。

特に、合併後に負担を残すようなことは十分協議しましょうということは、思い起こしますと、第1回のときに、協議会の日に中国新聞に載りました。世羅町を中心にしてという。その後甲山町、世羅西町の町長さんは、連盟で申し入れをされたというふうに、これも記事で見ました。それについてどのような回答があったのかは承知しておりませんが、

そういうことがございました。先般は、世羅町の12月議会で、2カ年間のことならいいんですが、長期計画を立てるのは結構だと思うんですけども、それはまた世羅町を中心にしたまちづくりをというふうなニュアンスに取れるような記事であったわけです。

その記事が真意を伝えておるかどうかというのは別としまして、そういうことになる、もうこれからはできるだけ早く新町の将来のあり方をみんなで協議していかないと、合併したときには、何か先に手を上げた方が、声を大きく上げた方がいいんじゃないかというようなことになってきますと、これから3町のスムーズな合併を進めて、事業を進めていく上について、非常に心配があるような気がするんです。

そこで、我々委員としては、どういたしますか、将来の町のあり方を知恵を出して捜しましょうと、こういうふうに言っておるのに、どうなのかというふうなことを思うわけですが、そのことについて、今日議長さん、当初に申されました。甲山町、世羅町、世羅西の一町民ではあるけれども、そのことにとらわれずにひとつ広い視野でやりましょうというふうに、くどいようですがというふうにおっしゃいましたが、全くそのとおりだと思うんですが、議長さん始め関係の方はどのように思っておられるか。ちょっと、委員がこれからの務めを果たすためにどのような心構えでおればいいのかということも含めまして、お話をお聞かせいただければと思うわけでございます。

○小島顧問 ええですか。

今全く私個人の意見を申し上げますけども、確かに今の段階で起債とか基金とかあって、今後合併の間にいろんな3町の事業、早く言えやというふうなことですけども、全くそのお気持ちはわかります。わかりますが、私は今話聞いてまして、今の段階で、もう二年先、合併までは3町の地方公共団体があるわけですから、3町がそれぞれの思いっていうのはあろうと思うんですね。そういう過程の中で、この2年のうちに、もう半年か先ぐらいに、当然3町の新町建設計画というものを作るわけですよ。今日の段階では、そういった溝上さんがおっしゃるようなこれからの各町の計画を立てて出せということは難しいと思う。

結局、今後合併しましても、当然せにゃいけんことは、甲山、世羅の下水がありますよね。同時に世羅西町の今度はあの目谷ダムの水を多目的にして、そうして世羅西の簡水の整備もあります。同時に、世羅町の県民公園、農業公園、これは賛否があります。知ってます。がしかし、世羅町が農業公園やっておる、この借金を甲山町や世羅西が負うんじゃないかという意見もある。

しかし、県民公園というのは、たまたま3町の真ん中であつた世羅町へ、世羅郡3町、中部台地のちょうど真ん中へ持っていったというだけであつて、今この世羅郡に80万人の方々入ってらっしゃる。しかし、残念ながら平均の滞在時間が2時間であると。しかも、100人、200人が集まってお飯食べれない。何とか、200人、100人が集まってお飯食べれるようなそういった施設も欲しい。さらに申し上げれば、あの中部台地の20年間やった事業の中で、610ヘクタールで始めて340ヘクタールが山開いたけれども、残り210数ヘクタールが残つておる。しかもこれは今県が持っています。平成9年に国営事業終わつて、この利子補給は今までは国がやってきました、9年までは。ところが、10年以降は、今県が世羅台地の5町の未開墾地の利子を県が抱いています。しかし、県もだるい。何とか、未開墾地を活用しようというのが県民公園であります。

そんなことで、言いたかつたことは、たまたま県民公園、農業公園は世羅町へできるけれども、これは世羅郡全体、中部台地全体の事業であるということでもあります。

ですから、今現在言いたいことは、ここの町が大きな事業やってるから、その借金をうちが負うんじゃないかと、全くそれは懸念があると思うんですよ。しかし、やはり今後、さっき言ったように、世羅西にしましても甲山にしても世羅にしても、まだまだたくさんの事業が残っています。ですから、建設計画をしっかりと作つて、そういう中でこういった基金とか、あるいは債務とか、すり合わせていけばいいと思うんですね。

だから、話聞いてまして、今日現在でちょっと私は出すことは難しいなというふうに思ったんですが、いずれにしましても、皆さん、この中部台地で、世羅郡3町でもっともっと大きな事業も残ってますんで、そういった意味でひとつ前向きな議論をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○上本会長 黒木委員に対する小島副議長が補佐的に発言いただきましたが、まだ踏み込んで発言、我々としての答弁が必要でございましょうか。どうでしょうかね。

これからいろんな事業につきましては、専門部会等で事業調整を図つて、そして幹事会でさらにその調整を図りながら、最終的に3町の町長で協議、決定をして、こうして皆さん方にお示しして、これからの方向づけを決めていくという手順で、これからも進んでいく合併協議でございしますが、その中にはまだまだ深行つて協議をしていく分野もあることは承知しておるところでございまして、我々そういう行政責任者として、そのことの協議は早急に、できるだけ早い機会に整えていく姿勢は大事であるということを中心に明記しな

がらやらせていただきたいというように思います。

ここに当たって、ここで整理して答弁するのが難しいということで、小島県議がお支えいただいたかなと思いますが、ご理解いただければと思います。

いかがでしょうか。

○黒木委員 もうちょっと、それじゃ。

○上本会長 はい。

○黒木委員 この間の新聞の発表を見ますと、どう言いますか、将来のマルマル町、世羅郡の一体になった町として教育、福祉なり、すべての面にわたって世羅町が中心にと、こういうふうにもものが動いているわけです。ですから、例えば、それは農業公園は真ん中でそれはいいでしょう。しかし、その他のものについては、世羅郡全体へ満遍なく持っていくのが、今までのように各町が同じようなものを、小さなものを作っていくんでなくて、将来の計画はどうかというものを立てて合併へ進んでいかなきゃいけないと思うんですよ。

したがって、そういう将来計画については、今、これから先2年間は、そりゃ町が単独でおやりになるわけですが、将来へ債務を残していく分については、十分協議しますというようなお話であったわけですから、そこらはそうしないと、我々が幾ら町のあり方をこれからやっても、意味がないことになるんじゃないかと。既成事実の中で。という思いがするんで、ひとつ改めて3町の、議長さんお一人じゃ難しいでしたら、3町の町長さん、あるいは議会の議長さんのお心持ちをお話しいただければありがたいんですが。

○上本会長 そうさしていただかには、あれで。

私は先ほど申し上げさしていただいたことで、この合併協議は整えさしていただくということを、基本姿勢を申し上げておりますので、これ以上の何事もございませんので、各町の町長から発言をしていただけますか。

世羅町さん。

○松山副会長 済みません。

長期5カ年計画の問題についてですが、これは、5年ごとの長期計画、建設計画として策定して事業をやらなければいけないという国、県の条例に基づいて、各町がやっていることで、たまたま世羅町の5カ年計画が、第4次が14年をもって終了いたしましたので、15年から19年までの長期計画を、合併を想定しながら作成したというものでございます。甲山町あるいは世羅西町においては、長期計画がまだ継続中でありまして、新

たにはおやりになっていないことだろうというふうに推測いたします。

それから、先ほど来いろいろご指摘をちょうだいいたしました。我々の町としても、ちょうど甲山町、世羅西町に挟まれて真ん中へありますから、一生懸命両町とのつなぎの役を果たしていきながら、将来にわたって責任あるまちづくりに努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○山口副会長 これからの新町建設に当たって、あと二年間各町での独自の取り組みというのがあるわけですが、そういう合併をにらみながらどうあるべきかと、その心構えをお聞きになったんだろうというふうに思いますので、心構えを話さしていただきたいと思いますが。

これまでのそれぞれの町の長期の計画の中で、現在進行形のものなり、あるいは将来計画をしているものが、それぞれあるというふうに思います。そういう過去のものを引きずりながら来ているものについては、やはりその目的の達成のために取り組んでいかなきゃならないものもたくさんあるというふうに思います。しかし、これから新たに構想していく問題等については、よくよく合併後の町のあり方を頭に置いて、それぞれの町がそれに沿うように事業計画を調整していく必要があるだろうというふうに、私自身は考えています。あくまでも、そのときの観点というのは世羅郡三町が一緒になるということの中で、どの地域も取り残してはならないという基本的な考え方を、すべての町の責任者が真摯にとらえて取り組んでいかなきゃならないと思いますし、絶えずその視点を欠いてはならないというふうに私は考えておるところです。

ですから、お互いに紳士的に、そこらのところについては忌憚のない意見を出し合いながら、包み隠しなく、台所事情をお互いにさらけ出して、いいまちづくりはどうかということについて、検討していくべきだろうというふうに思いますし、先に手を上げた方が勝ちだというふうな考え方であってはならないというふうに考えております。

○上本会長 荒瀬委員さん。

○荒瀬委員 甲山の荒瀬です。

第1回目の会議からずっと感じていたことなんですけれども、私たち委員も委嘱をいただいて、合併を前提として、よりよい合併を目指して、こうして毎回集まらせていただいているんですけれども、それなりに一生懸命考えて努めをさせていただいているつもりなんですけれども、今やっぱり問題になっていることは、5カ年計画とおっしゃったんですけれども、もう二年先には合併を目標にこの会を開いているわけなんです。何でもないと

ころで5カ年計画と言われたことは問題はないと思うんですけども、公で重要な立場にある方とかが、そういう2年後にあることを踏まえてやってる、なのに、5年後の世羅町のあり方、単純に言葉の問題だけかと思えますけれども、詳しいことがわからない方から見れば、2年後のことを話をしてるのに、世羅町の5カ年計画という言葉を開いただけで、え、もうまた、誤解を受けると思うんですよね。

ですから、発言とか、外へ出ていく文書とかというものに対して、もうちょっと、何ていいですか、細やかな心遣いが必要じゃないかと思うんです。つまらないことで誤解を受けて崩れていくというのもあると思うんですよね。ですから、もうちょっと神経を細やかに使っていただいて、文書、それから発言をやっていただく必要があるんじゃないかと思えます。それは、よく考えていただきたいと思うんですけども。お願いいたします。

○松山副会長 先ほど申し上げましたように、5カ年計画は法律で定められておりまして、これは作らなければいけない。ただ、世羅町の場合、ご承知のように、今のところ2年後には合併するようになっていきますから、実際に建設計画でやれるのは15年と16年だけということになります。17年以後の事業計画については、3町の合併時点で調整しながら建設計画をまとめていく。ただ、どの町もやはり建設計画というのはお持ちなんですから、それを今度は、今事務レベルで調整しながら一つのものにしていくと、そういうことをございます。

○荒瀬委員 済いません。

わかってる方にはわかるんです、それは。だけど、言葉だけが外へ出ていったときには、それが法律で決まっている5カ年だから5カ年ですと言われて、わかってる人はわかります。だけど、普通余り広報も読んでない、そういうことに興味がない人が、世羅町が5カ年計画出したんじゃないか、という話だけが走った場合に、やっぱりそれが誤解を生むと思うんですよね。

それは、全くとめることはできないと思いますけども、5カ年計画、法律でこういうふうになっているけれども、やっぱり2年後を目指しているからという、そういう申し添えといいますか、そういう心配りといいますか、そういうものがやっぱり細心の注意が必要じゃないかと思ったわけです。

それができないんでしたらそれは、私も法律のことはわかりませんからあれですけども、出た場合にどういうアクションが返ってくるかということを考えるぐらいの配慮は、ちょっとしてほしいなと思うのを、1回目からずっと感じておりましたので、私の感想と

希望として申し上げたいと思います。

○上本会長 我々3町の町長もそうしたご意見を真摯に耳を傾けて、これからもしっかり連携を取って、この合併協議についてはしっかり仕上げていくという姿勢を前面に出しながら、皆さん方のご意見、ご指導を得て、よりよい新しい自治体が構築できるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

水間委員。

○水間委員 水間でございますが、先ほど黒木さんの方から、町長なり議会なりというふうなちょっと言葉もあったんで、私一言ちょっと言わせてもらえたらというふうに思います。

私、この委員会というのが一番大きなのは、やはり合併協定書を作ること、また新しい町の建設計画を作ることだろうというふうに思っておるんですが、前回の第2回の協議会にちょうど欠席をいたしまして、県の石原総室長さんのお話を聞いておらんのですが、私は石原総室長さんのお話はたびたび聞かせていただいとるんで、恐らくそういうふうなご講演がなさっただろうというふうに思います。

先ほどから新しい事業というふうなことでの話があるというふうに思うんですが、私らも長年議会へお世話になっておりまして、各自治体、市町村というのは、先ほど町長さんの方からありましたように、長期の総合計画というのを立てておられまして、それを5年ごとの実施計画というのを立ててやっておられます。甲山町の場合は、16年までが過疎自立促進の措置法に基づくところの計画というのを立てておるのです。16年まではいろんな建設事業が甲山町もあるわけですが、この財政の中で大変、それが全部消化ができないというふうなことで、議会でもその積み残しになるんじゃないかとかというふうな質問もたびたび出ておるんですが、そういうふうな形で、今やっておられる事業というのは、3町とも私はあるんだろうと思うんです。私がこうして議会の方へお世話になって見ますのに、やはりこの合併へ向けて駆け込みの事業は、私は世羅郡ではないじゃないかなというふうに思います。

ただ、特に最近の天変地異というんでしょうか、予期せぬ災害というのは、特に地震等があつて、国の指導で耐震検査をせよというようなことがあつて、甲山町も耐震検査の結果、中学校が非常に危険な建物であるというふうなことで、急遽建つことになったわけですが、これらもやはり議会の議決を得て、建設計画といいましょうか、今の実施計画の変更、挿入をして、そういうふうな事業が来ておるといふような状況でございます。

そういうふうな中で、私は建設委員会というのが、そうした建設計画を立つ非常に大切な任務を請け負っておるなというふうなことを思っておりますし、今後やがて協議会へ出てまいりまして建設計画というのは、先ほど、先ほどといひましょか、任意の協議会のときに新町の建設の基本構想というのが、報告書を皆さんもいただいておられると思いますが、そうしたものをやはり基本に、建設計画というのが私はなさっていくんだらうというふうに思っておりますし、そうした点で、私も一委員として、大変な責任があるなあとというふうな感じを持って、本当にそうした気持ちで、私はこの委員会に臨んでいかにやらんというふうに思っておりますのでございます。

先ほどからのそうしたご意見の中で、私がちょっと感じたことを申ささせていただきましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 私は津田の三次圏境といひますか、三次市へ数百メートルというふうなところへ住んでおるわけです。いまだに津田では、三次圏へ合併というふうな運動がまだ一部の方では続いておりますというふうな地域でございまして、世羅町、甲山で、ここがやはり合併しても政治あるいは文化の中心になることは、これは間違ひないことだらうと思ひます。しかし、行政の課題といひますか、不平不満というのは周辺に生まれるんです。ですから、町長さん、議長さん始め、政治をやっておられる方というのは常に周辺へ気を配り、目を向けていくという姿勢が大事だと思ひます。

あくまで、もっとはっきり言ひますと、中心というのは必ず人は集まります。金も集まります。人も集まります。お店も発展するでしょう。周辺はほっといたら寂れてくる。世羅西の特に津田の場合とはいうのは、学校統合でいろいろ問題があつたですけれども、これは世羅西へ一つの教育ということで、やはり1小学校ということでこれは皆さん理解していただいたんですけれども、これも非常に時間かかつたわけです。というふうなことで、この3町合併というのは、やはり中心におる人はそれほど重大に考えることでないかもしれないし、また問題も少ないかと思ひますけれども、周辺住民というのは非常に関心もあるし、不平不満も生まれてきやすいんです。

ですから、常に行政の課題については周辺から生まれるということ肝に銘じていただいて、発言なり、今回これからの合併を進める上において、是非全町的な理解が得られるような仕組みを作つていただいて、また、新しい例えば農業公園にしても、世羅郡全体が農業公園であると、世羅高原が農業公園であると、とするならば甲山町の八田原ダム周辺

はどうするのか。世羅西町の旅行村はどうするのか。これと農業公園をどうするのか。やはりこういう具体的なものを町民に示す。でないと、大きなプロジェクトがひとり歩きしたときにはみんな不安を持つんです。

ですから、それぞれ端っこに住んでいる者が中央とどうかかわりを持つんだろうか、持てるんだろうかということを常に頭に置いて、物を決めていただくようにしてもらいたいです。

我々もそのことを頭に置いて協議していかないと、地区の代表ではないと言いながらも、やはりスムーズな合併なり、合併後に一つの世羅の台地の世羅高原のまちづくりをしていこうという中では、やはりそういう末端を大事にするという考え方のもとにやっついていかないと、やはりトップがあくまで中心を、例えば新庁舎の位置にしても名前にしても、すべてが当然そこ落ちつくところへ落ちつくんだと思います。しかしながら、その過程というのは非常に大事にしていかなきゃならないと思いますんで、是非そのところをよろしくお願いしたいと思います。

○上本会長 いろいろのご意見を賜っております。有意義な会になってございますが、さらに踏み込んでご発言があれば承りますが、いかがでしょう。

田坂委員さん。

○田坂委員 甲山町の田坂です。

3回ほど来させてもらって思ったんですけども、甲山町のことはある程度わかるんですけども、これから合併しようと思うのに、反対側の世羅西町のことはわからないんですし、今世羅町が抱えてる問題も、正直言って自分たちは政治家でも何でもないのでわからないんです。

ですから、もっと資料となり、勉強会なり、お互いの町のことを知るために、この議員を相手にもっと資料勉強会をしていただけたらと思うんですね。あくまでもここに数字をたくさん出されても、実感として世羅西町のこともわかりませんし、世羅町のこともわからないので、視察でもいいですし、勉強会で、このメンバーだけでも、いろんな世羅西の問題、甲山町の問題、今の津田のことだって、私は宇津戸の人間ですのでちっともわかりませんので、そういったことをしていただきたいということで、先ほども溝上委員は多分資料とか事業内容とかを知らせてほしいということだと思っただけなんです。私もそれに同意見ですので、是非そういったことをしていただけたらと思います。

○上本会長 会の運営につきまして、ご意見を賜っております。

協定項目にこだわってというばかりでは、確かに道は開けてこないかということを思います。先ほど来、ご意見として賜っておりますことを、また3町の町長また幹事会等でこれからの協議会の運営方法につきまして、より斬新な、前向きな姿勢で、いい活発なご議論をいただける環境を整えるべく努力させていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

松岡委員。

○松岡委員 私では世羅西町の松岡でございます。

いろいろと皆さん方のご意見を拝聴します。全く私も同感でございます。特に、世羅西町は前は積雪寒冷地帯として、そうした指定を受けておったわけでございますが、今度は、天気予報でも世羅西は南部へ入りますよということが、また気象庁の方からもこの間あったわけなんです、そうした何で、雪が降れば除雪もしてもらったと。最近も雪も少ないわけなんです、そうしたことであったわけですが、今度は南部へ入って世羅郡は皆一緒ですよということになったわけでございます。

溝上委員さんがおっしゃられるように、僻地、周辺地域がよくなれば、中心は自然とよくなると、これははっきりした理論でございます。我々も世羅西町のために、世羅西町の僻地をよくしていこうというために、一生懸命努力をして、そうして町長を先頭に各執行部において財政の許す限り、そうした住民の幸せのために尽くしてきたと思うわけですが、三町になりますと非常に大きくなって、ますますそうした僻地が寂れていくと、サービスも低下していくという思いが皆さんにもあると思うわけです。これは当然そうあると思うんですが、職員の皆さんもそれについては十分に対応していただけるというふうに考えます。

今黒木委員さんですか、福祉から教育、そういうような施設は分散したらどうかという声もございましたが、現在においては車社会でございまして、30分すればあるいは40分すればここへ来るということにもなるわけでございますが、仮に今のこの救急車も問題でもございます。これについても、やれ急病だと言って世羅西に来るまで25分から30分かかるんです。そのときにもうだめになるんです。この話も前から出ておりますが、そうしたことも周辺を、僻地を思うて、そうした取り組みをしてもらわにゃいけないというふうに思います。

それで、これは三原分署がやっとならんで、このことについてはもう3町ではどうにもならん。三原分署がオーケーということにならないと、それが実現せんということをお聞き

ですが、早くそういうようなことも実現できるように、執行部においても努力を、3町の町長さん努力をしていただきたいというふうに、私は考えております。

我々も各町村の規模、人口、あるいは戸数、すべて面積、全部違います。世羅西も小さいながらも、そうしてみんな執行部と議会もいろいろな審議を重ねて、一生懸命現在までやってきたところでございます。ついに圃場整備もほとんど100%近くできました。し尿の方は水不足ということで、町の補助をいただいて、また個人的な浄化槽あるいは合併浄化槽等もしております。それもやはり住民がそれぞれ負担をしてやってきておるところでございます。今後、新しい町ができますならば、どうかこの世羅郡民一体になって僻地をよくしていくという、そういうお考えのもとに今後行政に取り組んでいただきたい。

財政状況も町によって違います。我々も町民の負担もお願いしながら、こうして町長がやってきておるんです。そこらをにらんで、一体となった新町を目指してやっていただきたい。我々も現在までそうしてきたということを、話はへたでございしますが、皆さん方にひとつご理解をいただきたいということを申し上げまして、私の考えを皆さんに披瀝したわけでございます。

失礼しました。

○上本会長 他にご発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですので、まことに僭越でございしますが、以上、非常に長時間にわたって有意義なご意見を賜り、またご議論いただきました。ありがとうございました。

引き続き皆さん方の実のあるご審議をいただきながら、広範な行政の分野の協議事項につきまして、これからも着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ各委員の格別のお力添えをお願い申し上げます。

今年も、平成14年も残すところ数日となりました。委員の皆さんにおかれては、より気持ちも新たに新年に期待をつないでおられるかと思えます。また、新しい年明け早々、新町の名前また庁舎の位置決定につきましての小委員会等々の立ち上げ、また活発な協定項目のご議論をいただく中で、これから平成16年10月1日まで活発な展開をいただきながら、郡民にしっかりご理解いただける新町の姿を構築していただくことをお願いしながら、本日の会を閉会させていただきます。どうも大変ありがとうございました。

午後 4時25分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 永田 英則委員、徳光 義昭委員
前原 春夫委員 により内容が確認され署名を頂いております。